

「スポーツ観光」のまなざし

岡本 純也

I. はじめに

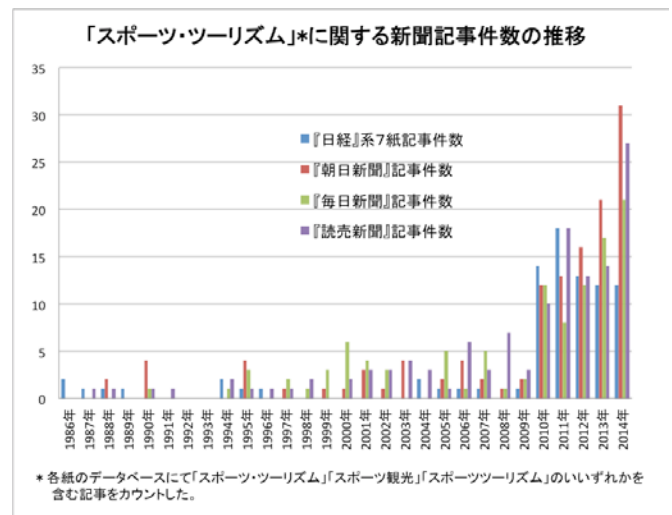
「スポーツ観光」。書いて字の通り、「スポーツ」と「観光」が結びついて作られた言葉である。両者ともに近代以降にはそれが示す非日常的行為の普及・大衆化と共に広く人々の間に浸透している概念であろう。しかしながら、「スポーツ観光」(もしくは「観光」をカタカナ英語に置き換え)「スポーツ・ツーリズム」と連ねて表記された場合、その語の普及の度合いは平易な2語が合わさったものであるにも関わらず最近までそれほど進んで来なかった。ここ数年、日本社会ではこのような状況に変化がみられている。これは、わが国のスポーツ政策と観光政策の両面から「スポーツ観光¹⁾」が重要なテーマとして設定されたことに起因すると考えられる。

2008年に国土交通省の外局として設立された観光庁は、2010年より「スポーツ・ツーリズム」の推進に取り組み始め、2011年には『スポーツツーリズム推進基本方針～スポーツで旅を楽しむ国・ニッポン～』を策定している。一方、文部科学省は2010年に策定した『スポーツ立国戦略』の中で「国際競技大会の招致・開催支援、スポーツ・ツーリズムの促進」を謳い、また、2011年に制定された『スポーツ基本法』に基づいて策定された「スポーツ基本計画」(2012年)にも「旅行先で気軽に親しめるスポーツツーリズムの推進」や地域でのスポーツ・ツーリズム推進組織である「地域スポーツコミッションの設立」を進めていくことが盛り込まれている。

本小論では、政策的テーマとして語られる「スポーツ観光」(「スポーツ・ツーリズム」)という概念を整理し、現在の地域スポーツに新たに加えられている外側からの改変へのプレッシャーがどのようなものであるかを明らかにしていきたい。

II. 「スポーツ・ツーリズム」ということば

新聞記事のデータベースを用いて「スポーツ・ツーリズム」、「スポーツ観光」、「スポーツツーリズム」という語がみられる記事の件数を年ごとにカウントすると以下の図のようになる²⁾。2000年以降、漸増する傾向はみられるものの、2010年から急激な伸びをみせ、2014年では『朝日』『読売』『毎日』の3紙において数十件の記事が出現していることが分かる。これは先述のとおり、国の政策的課題として「スポーツ・ツーリズム」が設定されたことを契機とし、また、2012年に、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定されたことが影響していると考えられる。



先に示したように「スポーツ」も「観光(ツーリズム)」も広く普及した言葉であるにも関わらず、これらを併記した語になるとこれまであまり使用されてこなかったということが図より読み取れる。この語の解釈が非常に難解で使用しづらいから使われてこなかったのであろうか。いや、「スポーツ観光(ツーリズム)」という言葉からは容易に「スポーツを目的にした観光」という意味が導かれる

であろう。そうであるならば、なぜ、この言葉は一般的に普及してこなかったのでしょうか。この問いに関する考察を行う前にアカデミズムの中でこの言葉がどのように捉えられているのかについて整理してみたい。

学界の中で「スポーツ・ツーリズム」がテーマとなったのは 1970 年代であり、英国やアメリカの学会を中心に展開してきた³。これまで多くの研究者によってさまざまな定義がなされてきたが、ここでは工藤・野川の論文⁴にまとめられたものをもとに見てみよう。

○野外の特に興味を引かれるような自然環境下で行われたり、人為的なスポーツや身体活動を伴うレクリエーション施設で為される、休暇のようなレジャー期間中の人々の行動パターンとして説明される (Ruskin, 1987)

○非商業的な目的で生活圏を離れスポーツに関わる活動に参加または観戦することを目的とした旅行 (Hall, 1992)

○観戦者または参加者としてスポーツに関する活動に関わって休日を過ごすこと (Weed & Bull, 1997)

○日常生活圏外で、旅行または滞在中に直接的あるいは間接的に競技的またはレクリエーション的なスポーツに参加する個人またはグループ（ただし旅行の主目的はスポーツ） (Gammon & Robinson, 1997)

○身体活動に参加するため、観戦するため、または身体活動と結びついたアトラクション詣でのために日常生活圏外に一時的に出るレジャーをベースにした旅行 (Gibson, 1998)

○気軽にあるいは組織的に非商業的やビジネス/商業目的に関わらず、スポーツに関する活動における全ての能動的・受動的参与の形態で、必然的に自宅や仕事に関わる地域を離れ旅行すること (Standeven & De Knop, 1998)

○スポーツやスポーツイベントへの参加または観戦を目的として旅行し、目的地に最低でも 24

時間以上滞在すること（滞在する一時的訪問者） (野川, 1993・1996, 野川・工藤, 1998)

○限定された期間で生活圏を離れスポーツをベースとした旅行をすること。そのスポーツとは、ユニークなルール、優れた技量をもとにした競技、遊び戯れるという特質で特徴付けられたものである (Hinch & Higham, 2001)

これらの定義は表現はさまざまであるが以下のように共通する要素をもっている。

- ① 日常生活圏を離れる行為：観光要素
- ② 「参加」(する)、「観戦」(みる)などのスポーツに関わる行為を目的とする：スポーツ要素

①の「日常生活圏から離れる」という要素については、上記のどの定義にも含まれているということが分かる。ただし、野川・工藤の定義では滞在時間が指標として提示されており、「宿泊」を行うということが「観光」になるという視点を含んでいる。

②に関しては、「スポーツ」をどのように捉えるかによって見解が異なる。すなわち、a.「商業的（ビジネス）」か「非商業的（非ビジネス）」かといった観点、b.競技的かレクリエーション的（非競技的）かといった観点である。一般的に、スポーツを目的に日常生活圏を離れるといった場合、余暇の時間に「非商業的」な活動として参加したり、観戦したりすることが想定されるが、たとえば、プロスポーツの選手が遠征に行くといった行為はどのように捉えればよいか、また、プレイヤーとして参加はしないが、トレーナーやコーチとしてプロ選手に同行して旅行する者はどのように捉えればよいかということがa.の観点では問題とされる。日常生活圏を離れた観戦者であっても、スポーツ記者の場合はビジネスで観戦を行う。この行為は「スポーツ・ツーリズム」に入るのだろうか。Hallの視点では否定され、Standeven & De Knopの視点では肯定される。

これまでの学界での定義をまとめると、「スポーツ」(「観戦」(観る) / 「参加」(する)、「ビジネス」

「非ビジネス」、「競技」/「非競技」と、とらえ方はさまざまであるが)を目的として「日常生活圏を離れる」ことが「スポーツ・ツーリズム」であるととらえることができる。

先に、学界の中では 1970 年代からこの分野の研究が始まったと述べたが、「スポーツを目的に日常生活圏を離れる」という行為自体がそれ以前に無かったかというところが当然のことながらそうではない。スポーツという概念の中核には、他者との身体能力の比較(競争)があり、そのシステムの中で自己の身体能力を高めていくために競技者は自分の生活圏(ホーム)から離れて敵地(アウェイ)へ赴くことが必然であった。このような営為は、統一ルールとそれを管理する組織がスポーツをコントロールするようになった 19 世紀以降、交通手段の発達に伴って規模を大きくしながら継続的に行われてきたといえる。また、自然との対決をテーマとした登山やヨットなどでは、世界に共有された記録に挑戦するために、近代以降、人々を険しい山や広い海へと駆り立てていった。さらには、産業化が進んだ近代の都市労働者は自然とふれあい非日常的な解放感を得るために、海水浴やハイキング、スキーなどを目的に海や山などに出かけていったのである。こうしてみると、「スポーツ」という概念の中には「日常生活圏から離れる」という要素は組み込まれているといえるであろう。少なくとも 1970 年代以前より、そのようにしてあったといえる。

このような視点でとらえた場合、「スポーツ・ツーリズム」という概念は、「スポーツ:日常生活圏から離れるということも含んだ行為」に「ツーリズム:日常生活圏から離れるという行為」という言葉を重ねることによって、その「移動」、「旅」、「旅先での滞在」といった要素を強調し、焦点化させるものであるといえる。

先にみたように、新聞各紙のデータベースによる記事検索では近年まで「スポーツ・ツーリズム」という言葉は多く使用されてこなかった。これはスポーツに関連して「日常生活圏から離れる」ことがあっても、それを「ツーリズム」という枠

組みで人々がとらえてこなかったということの証左であろう。そうであるがゆえに、以下にみていくように、現在の日本の「スポーツ・ツーリズム」に関する政策の中では、このような視点を取り込んで既存のスポーツを捉えることが促されていると考えられる。

III.現在の政策の中の「スポーツ・ツーリズム」

先にみた定義のそれぞれは、主体がどのような行為を行うかに注目して「スポーツ・ツーリズム」を規定しようとしている。研究の対象とする社会的行為を規定しようとするのであるから、当然といえば当然なのであるが、以下にみていく、現在の日本の政策における「スポーツ・ツーリズム」の規定の仕方は、これらの視点と対比することによってその政策的意図が浮かび上がってくると考える。

2011 年に策定された『スポーツツーリズム推進基本方針～スポーツで旅を楽しむ国・ニッポン～』の冒頭、「はじめに」には以下のように「スポーツ・ツーリズム」を説明する文章が掲載されている。

「スポーツツーリズムは、日本の持つ自然の多様性や環境を活用し、スポーツという新たなモチベーションを持った訪日外国人旅行者を取り込んでいくだけでなく、国内観光旅行における需要の喚起と、旅行消費の拡大、雇用の創出にも寄与するものである⁵⁾。(下線引用者)」

この文章では、「スポーツツーリズム」がどのようなものであるかを先述の定義のように規定しておらず、「訪日外国人旅行者を取り込んでいくこと」、「国内観光旅行における需要の喚起」、「旅行消費の拡大」、「雇用の創出」に役立つということを謳っているのみである。

それに続くのは「I.スポーツツーリズムとは」という章であるが、そこでは、簡潔な定義ではなく、比較的長い文章で国が考える「スポーツツー

リズム」について記述されている。

「我が国には、プロ野球、Jリーグ、ラグビー、プロゴルフ、大相撲、柔道、体操、公営競技などの国際的に高い評価を受け、既に日本独自の文化となった『観る（観戦）』スポーツが存在する。そして、豊かな自然環境や美しい四季を利用した、スキー、ゴルフ、登山、サイクリング、海水浴、さらに今日では、全国各地の魅力的な都市・地域で開催されている市民マラソンなど、多くの国民が親しむ『する』スポーツが存在する。

特に、地域の自然環境を活用したラフティングやトレッキングなどのアウトドアレジャー、海洋国ならではのマリンスポーツやダイビングなどのオーシャンスポーツ、また山岳国の強みを活かしたスキー、登山、ヒルクライム、パラグライダーなどのアウトドアスポーツは、我が国の観光振興において極めて高い潜在力を持っている。

さらに、これらの『観る』スポーツや『する』スポーツを『支える』地域、団体・組織やスポーツボランティアが存在する。我が国はアジア有数のスポーツ先進国であり、スポーツを取り巻く環境は他のアジア諸国と比較して優位である。

スポーツツーリズムとは、こうした日本の優位なスポーツ資源とツーリズムの融合である⁶。」

この文章では、多くの具体的なスポーツに関わる事象が列挙され、それを日本が持つ「優位なスポーツ資源」と規定し、「スポーツツーリズム」とはそれらと「ツーリズム」の「融合」としてしている。ここでいう「スポーツ資源」とは、明確な規定はないが、文脈から読み取ると、「観光」に活用できるスポーツ種目、スポーツの環境、スポーツの大会、スポーツに関わる地域・団体・組織・ボランティアなどであると解釈できる。いわば「観光資源としてのさまざまなスポーツ関連事象」とでもいえようか。これらの「スポーツ資源」を活用した観光が、現在、国が考えている「スポーツツーリズム」である。

いずれにしても、具体的な事例を列挙している

にも関わらず、ここでの「スポーツツーリズム」の規定は曖昧になっている。しかしながら、政策的主張は明確に読み取れる。すなわち、『『観るスポーツ』も『するスポーツ』も、そしてそれらを『支える』地域・団体・組織・ボランティアも、国民のみなさんは観光資源としてとらえていませんが、実はすべて優れた観光資源（人々を引きつける誘因）になるんですよ』ということであろう。

IV. 「スポーツ観光」のまなざし

2010年以降、政府は「スポーツ・ツーリズム」という概念を観光政策に位置づけ、「スポーツ」を観光資源としてとらえ直す「新たな見方＝まなざし」を推奨・普及していこうとしている。観光行動に関連して、このような観光の対象となるものに対して投げかけられる視線が社会的につくられる構造化されたものであると指摘したのはイギリスの社会学者、ジョン・アリーである。彼は「観光のまなざし (Tourist Gaze)」という概念を提出し、社会学の方法として観光に着目することの重要性を説いている。

「これが観光のまなざしだというようなものがあるわけではない。社会によっても社会集団によっても時代によっても多様なものである。こういうまなざしは差異から形成されていく。ただ、このことから、すべての時代のあらゆるツーリストに真実であるような普遍的経験は存在しないということだけを単に言いたいのではない。むしろどんな時代のまなざしもその反対概念との関係性から、つまり社会体験とか社会意識の非観光的形態との関係性から構成されていくのだということである。観光のまなざし一つ一つは何と対照しているかによって決まる。非観光体験の形態がどんな形をしているかの偶然で決まる。したがってまなざしは社会的行為や社会的記号のシステムを前提にするわけである。これがおのおのの観光の実践を位置づけていくのである。なにか初めから存在してい

る特質で定まるのではなく、社会の中にある非観光的社会行為との対比、とりわけ家庭と賃労働のなかに見られる慣行との対比から定まるのである⁷（下線引用者）。

アーリは観光地で人々が何に「まなざし」を向け、どのように振る舞うかは、非観光的な生活、すなわち日常の社会生活や意識によって規定されるので、観光行動を観察することで社会の解明ができるということを主張した。アーリの「観光のまなざし」はフーコーの「まなざし」概念から触発されて導入されているにもかかわらず、オリジナルの「まなざし」概念の検討が十分されていないとの批判を受けている⁸。しかしながら現在においても「観光のまなざし」が観光学の重要なキー概念となっているのは、同一の社会・文化背景をもつツーリストたちが同じような行動パターンを観光地で実践するといったことは広く観察されることであり、それらの観光行為を観察することが送り出し社会の日常を解明するための理論的枠組みを提示しているからであるといえよう。昨今の日本各地にみられる中国人観光客による「爆買い」の対象商品の分析は、中国社会における生産・流通の問題を浮き彫りにするかもしれないし、日本に対するイメージがメディアによってどのようにつくられているかということの解明する手段となるかもしれない。

では、そのような見方で先にみた日本の「スポーツ・ツーリズム」政策はどのようにとらえることができるであろうか。先述のとおり、日本政府は、これまでの学界の定義と異なる「スポーツツーリズム」という概念を提示し、既存のスポーツ関連事象を観光に活用できる「資源」＝「スポーツ資源」としてとらえよと新たな認識の枠組みを提示している。たとえば、「観るスポーツ」であれば、日本人ファンを中心に作られてきた野球やサッカー、相撲といった興行の仕組みを外国人観光客が多く来られるようなものとして作り直すことや、「するスポーツ」であれば、地元の市民を参加者として想定した大会を域外に住む者も参加

しやすいものへと改変していく。そのようなことを促す認識の転換である。このことは、海外・域外から訪れるツーリストのまなざしで既存の国内・域内スポーツを捉えよという主張ともいえる。それは、アーリに倣っていえば「『スポーツ観光』のまなざし」とも呼べるものである。

『スポーツツーリズム推進基本方針』には、以下のように、地域（地方公共団体）に「スポーツツーリズム」を理解するように促す文章が記載されている。

「スポーツツーリズムの推進のためには、新たなスポーツコンテンツの発掘及び開発、大会の招致・開催など多くの事柄において、スポーツツーリズムの現場である地域の理解と協力が必要である。魅力的で他と差別化されたスポーツコンテンツは、まちの魅力、活性化にもつながり、スポーツツーリズムから旅行者で満ちあふれる観光まちづくりが実現されると考える。……企業だけでなくスポーツツーリズムによる地域の経済的、社会的、教育的な価値を地方公共団体の首長が理解し、推進を行い、地方公共団体における観光セクションとスポーツ振興セクションの融合や協力体制を構築していくこと、スポーツツーリズムの窓口となる担当者を置くことも必要である。地域は、スポーツ施設の整備だけに限らず、大会などの魅力あるコンテンツづくり、大会・合宿の招致、プロスポーツの誘致など、スポーツツーリズムを担う連携を観光まちづくりの一環として政策に位置づけることが求められる⁹。」

上記の文章中、「魅力的で他と差別化されたスポーツコンテンツ」という表現において、視点の位置は明らかに地域（地方公共団体）の域外に存在する。その地域に存在する「スポーツコンテンツ」を「魅力的」に感じるのは域外からのツーリストであるし、他の地域と比較して「差別化」されているとみなすのも域外から当該地域を訪れる者として想定されている。そのような外側からの視点で捉えて、「スポーツ施設の整備」や「大会などの

魅力あるコンテンツづくり」、「大会・合宿の招致」、「プロスポーツの誘致」などを行うことを国は地域に求めているのである。これまでは域内の住民を基準につくられてきた地域のスポーツに関わるハードやソフトを域外者にも魅力的に感じられるようなものとして改変せよとの主張である。

こうした政策的なプレッシャーを受け、地方自治体では、域内の観光に関する団体やスポーツ団体・組織と連携を図りながら、現在、「スポーツ・ツーリズム」の推進に取り組んでいる。特に、日本を訪れる外国人旅行者がこれまでにない急激な増加をみせ、その国内での消費活動が日本の経済に与えるインパクトが大きくなるにつれて、地方自治体の側からの期待も大きなものとなっている。さらに、2012年には2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、事前に行われる大会の招致活動や各国ナショナルチームの合宿の招致への取組が盛んになってきている¹⁰。

地域が「スポーツ・ツーリズム」の振興に取り組む過程では、スポーツを目的にその地を訪れる域外のスポーツ・ツーリストが、どのような特徴をもっているかなどについて詳細な分析がなされる。また、そこで想定される域外の訪問者の視点に立って、域内の既存スポーツ施設やスポーツ大会などの見直しが図られる。

ここで重要なのは、それらの「スポーツ・ツーリズム」振興のプロセスがただ単に現在のスポーツ・ツーリストの指向性についての分析にとどまらず、送り先社会において当該スポーツ種目がどのような環境で実施されているのか、普及の度合いはどのレベルなのか、今後、成長が期待できるものなのかといった、送り先社会のスポーツに関する社会学的な理解に向かっていくということであろう。すなわち、域外の特定期間におけるスポーツを成り立たせている構造の把握に、「スポーツ・ツーリズム」振興に関わる者を駆り立てるのである。アーリが「観光のまなざし」の探求が送り出し社会の「日常」の理解に繋がると提唱したように、『「スポーツ観光」のまなざし』の探求は送り出し社会における「スポーツ」の理解に繋が

るのだといえよう。

現在、日本の地域社会は少子高齢化の進行を背景として、労働人口の減少、地域経済の縮小、生活の質の低下などの課題を抱えている。国は定住人口の減少によって失われる経済活動を観光客などの交流人口の規模の拡大で補おうという方針を立て観光政策に力を入れている。地方自治体も、地域の自然環境・景観、歴史的建造物、食文化など、多くの投資を必要としないで地域経済の活性化、雇用の創出に大きな効果をあげる可能性をもつ、観光というしくみに期待をかけている。このような文脈において、「観光資源」としてのスポーツにも注目が集まっているのである。2020年に向け、地域のスポーツは大きく変わっていくことになるであろう。

【注】

- 1 「スポーツ観光」は「スポーツ・ツーリズム」、「スポーツツーリズム」と表記されることも多いが、ここでは引用部分以外、以下、「スポーツ・ツーリズム」で統一して記していきたい。本文中、観光庁の『スポーツツーリズム推進基本方針』の引用箇所では「スポーツツーリズム」となっているので注意を払われたい。
- 2 データベースは「聞蔵Ⅱビジュアル」、「ヨミダス歴史館」、「毎索」、「日経テレコン」を用いた。
- 3 マイク・ハギンズ、内海和雄ら訳「講義ノート『スポーツツーリズム』」、『広島経済大学研究論集』36巻2号、2013年、103ページ
- 4 工藤康宏・野川春夫、「スポーツ・ツーリズムにおける研究枠組みに関する研究」、『順天堂大学スポーツ健康科学研究』6号、185ページ
- 5 観光庁、『スポーツツーリズム推進基本方針～スポーツで旅を楽しむ国・ニッポン～』、2011年、1ページ
- 6 同上、2ページ
- 7 ジョン・アーリ、加太宏邦訳『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局、1995年、2-3ページ
- 8 遠藤英樹・堀野正人編著、『「観光のまなざし」の展開—越境する観光学』、春風社、2004年。
- 9 観光庁、前掲「基本方針」、5-6ページ
- 10 『読売新聞』（2015年7月1日）によると、オリンピック・パラリンピック組織委員会が2015年2月・3月に行った合宿招致に関する説明会には46都道府県402区市町村の担当者が出席したという。